

国家戦略特区等提案様式

①提案主体の氏名 又は団体名 (必須)	②提案主体の住所			③提案名 (必須)	④事業の実施場所 (任意)	⑤具体的な事業の実施内容 (必須)	⑥「⑤」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果 (必須)	⑦「⑤」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の 内容 (必須)
	都道府県名 (必須)	市町村名 (必須)	番地 (任意)					
大阪市	大阪府	大阪市		建築物用地下水の採取規制に関する技術的基準の緩和	大阪市	<p>新たな地下水熱利用技術を用いた空調システムの普及により、ビルの温室効果ガス排出抑制とヒートアイランド対策を行う。本技術は汲み上げた地下水から熱のみを取り出した後、全量を元の地層に還元するもので、地下水資源の持続可能な利用が可能となる。【別紙1】参照</p> <p>(117&lt;300文字以内)</p>	<p>国の地球温暖化対策計画における温室効果ガス削減目標の達成に向け、近年増加傾向にある建築物等・業務部門の排出量の3割を占めるビル空調の対策が重要。</p> <p>また、第5次環境基本計画では、地下水利用ニーズに対応しつつ、採取規制の在り方などを検討するとしている。</p> <p>この点において、ビルが密集する大都市の多くは沖積平野に位置し豊かな地下水資源に恵まれており、そのエネルギー賦存量は本市の場合で年間エネルギー消費量の約15%に相当する。</p> <p>以上のことから、地下水熱の空調利用は上記計画の実現に資するばかりか、SDGsのクリーンエネルギー普及、省エネによるコスト削減及び関連業界(空調、鑿泉等)での産業振興に貢献できる。</p> <p>(295&lt;300文字以内)</p>	<p>A. 揚水能力の基準:ポンプ吐出口の断面積=21cm<sup>2</sup>以下、B. 採水深度の基準:500m以深となっており、A及びBともに、実質的に全面禁止と同等な許可基準となっている。</p>

⑧「⑦」の規制等の根拠法令等 (必須)	⑨「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容 (必須)
建築物用地下水の採取の規制に関する法律:第三条・第四条、同法施行令:第二条、同法施行規則、第二条【別紙2】参照	<p>地下水を汲み上げ熱のみを取り出した後、全量を元の地層に還元することにより、地盤沈下を防止する技術が開発されたことから、建築物の冷暖房を目的とした地下水の熱利用の際、汲み上げた地下水を全量還元する場合に限って、建築物用地下水の採取の規制に関する法律第4条の規定に基づき許可できる特例を定める。</p> <p>(145&lt;200文字以内)</p>